

## 2 税制改正による増減収見込額（令和6年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	△ 3,288	△ 6,049	△ 9,337	△ 3,252	△ 5,982	△ 9,234
定額減税	△ 3,288	△ 6,049	△ 9,337	△ 3,252	△ 5,982	△ 9,234
2 不動産取得税				△ 1		△ 1
鉄道事業再構築事業を実施したローカル 鉄道の資産取得に係る非課税措置の創設等				△ 1		△ 1
3 軽油引取税	7		7			
課税免除の特例措置の見直し	7		7			
4 固定資産税		0	0			
(1) 社会医療法人が行う救急医療等確保事業 の拡充に伴う税制上の所要の措置		△ 2	△ 2			
(2) その他		2	2			
合 計	△ 3,281	△ 6,049	△ 9,330	△ 3,253	△ 5,982	△ 9,235
国税の税制改正に伴うもの	△ 136	△ 267	△ 403	△ 4	△ 1	△ 5
個人住民税	△ 30	△ 55	△ 85			
法人住民税	△ 35	△ 212	△ 247		△ 1	△ 1
法人事業税	△ 70		△ 70	△ 4		△ 4
再 計	△ 3,417	△ 6,316	△ 9,733	△ 3,257	△ 5,983	△ 9,240

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2） 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は平年度▲48億円、初年度▲1億円と見込まれる。

（注3） 地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度51億円。

（注4） 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった地方消費税額の一部（55億円）が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。